

工業用水道事業における官民連携の 推進と今後の取組等について

経済産業省

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

令和7年9月26日



1. 工業用水道分野における民間活用の現状

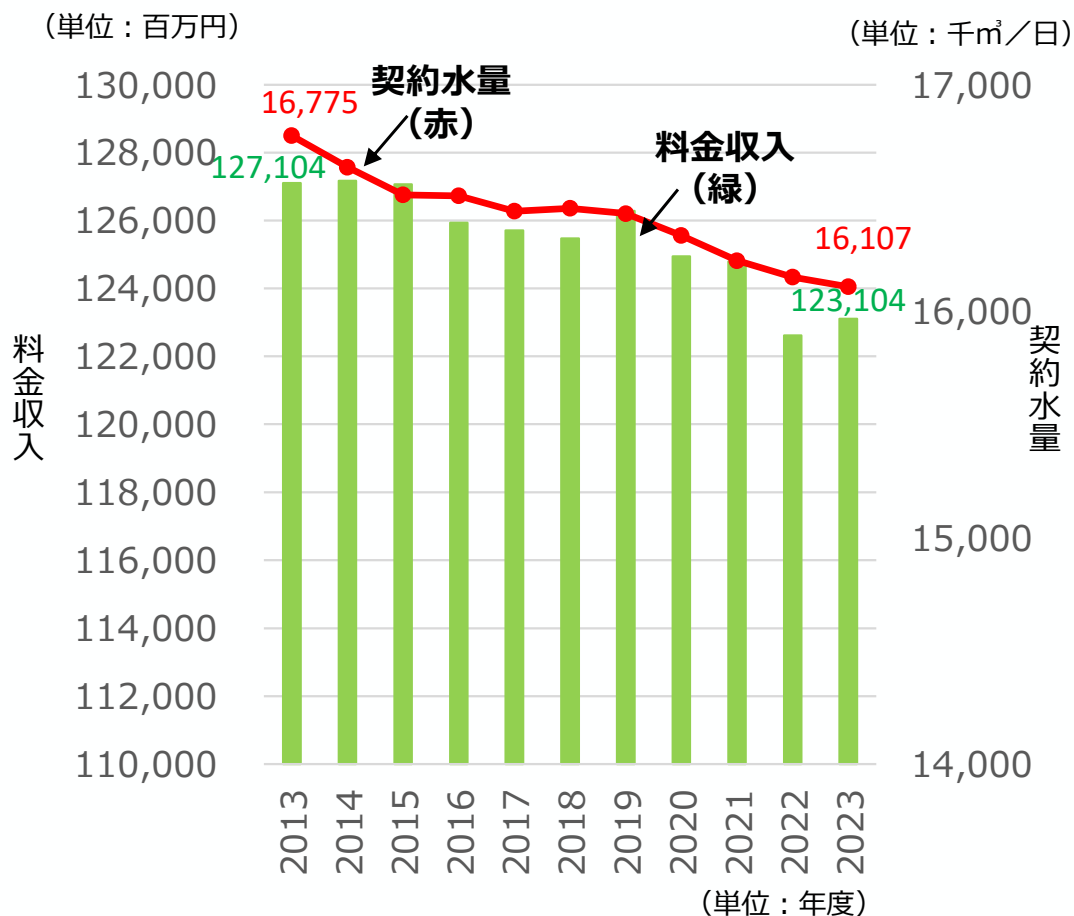
2. 官民連携の促進について

3. 経済産業省での支援制度等

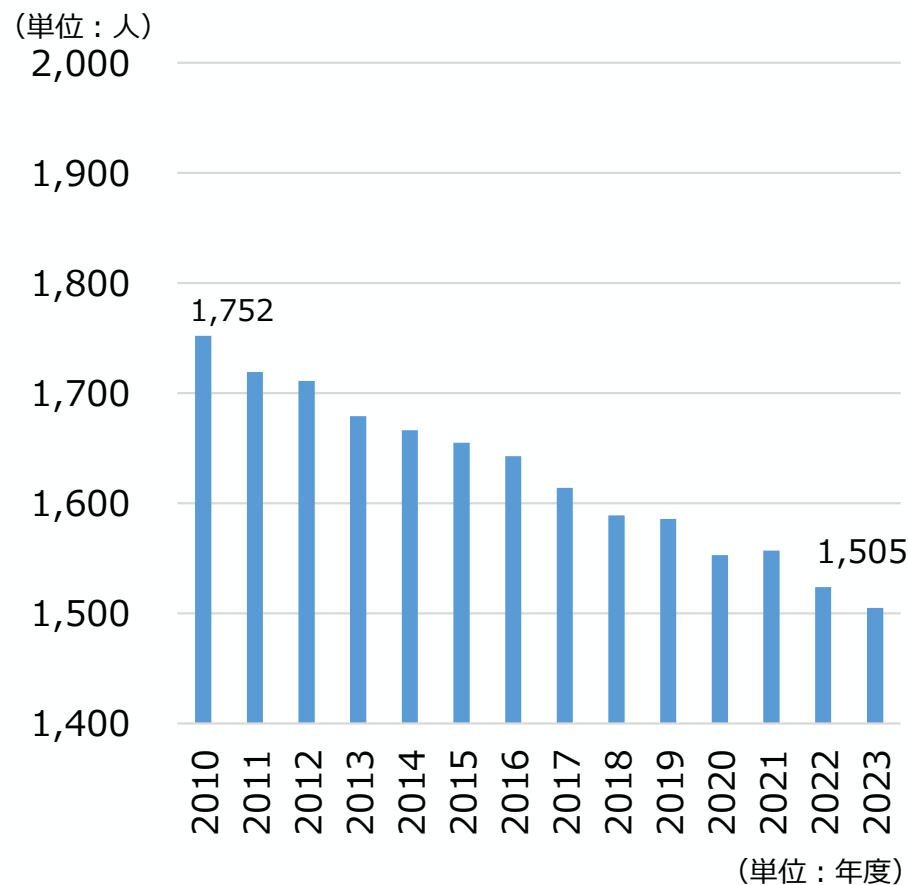
工業用水道事業の状況（料金収入・契約水量、職員数）

- 過去10年間で見ると、料金収入及び契約水量はともに減少傾向。
- 職員数についても減少傾向にあり、人員の確保や業務効率化、経営最適化の取組が重要。

工業用水道事業の料金収入・契約水量の推移



工業用水道事業者の職員数の推移



(注) 料金収入とは、公営企業年鑑上の給水収益を指す。

(出所) 料金収入 (注) は総務省「地方公営企業年鑑」、契約水量は工業用水道事業法に基づく報告を基に作成。

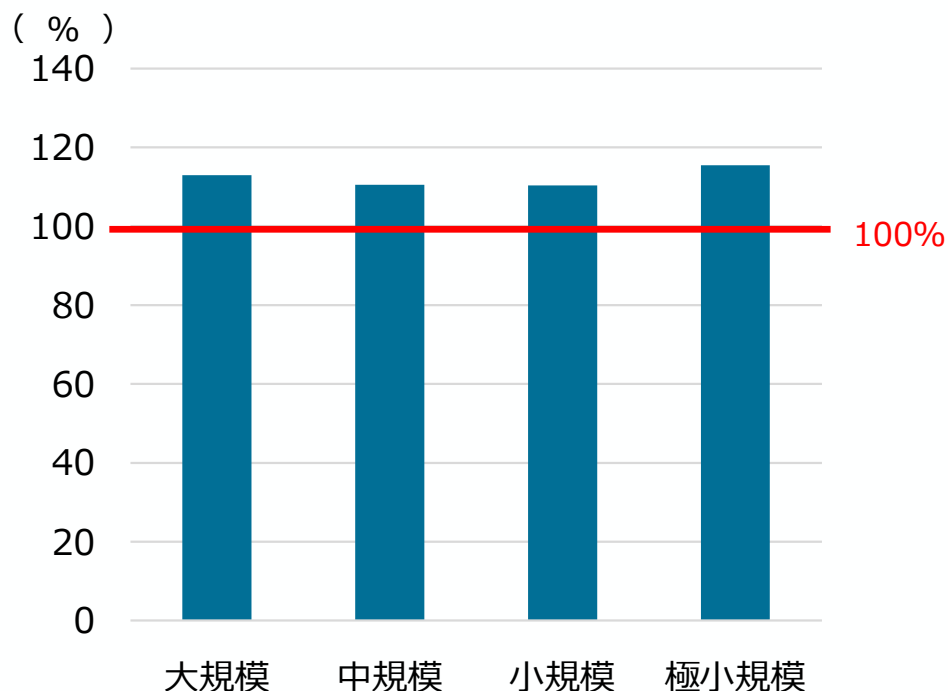
(出所) 総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成

工業用水道事業における経常収支比率の状況

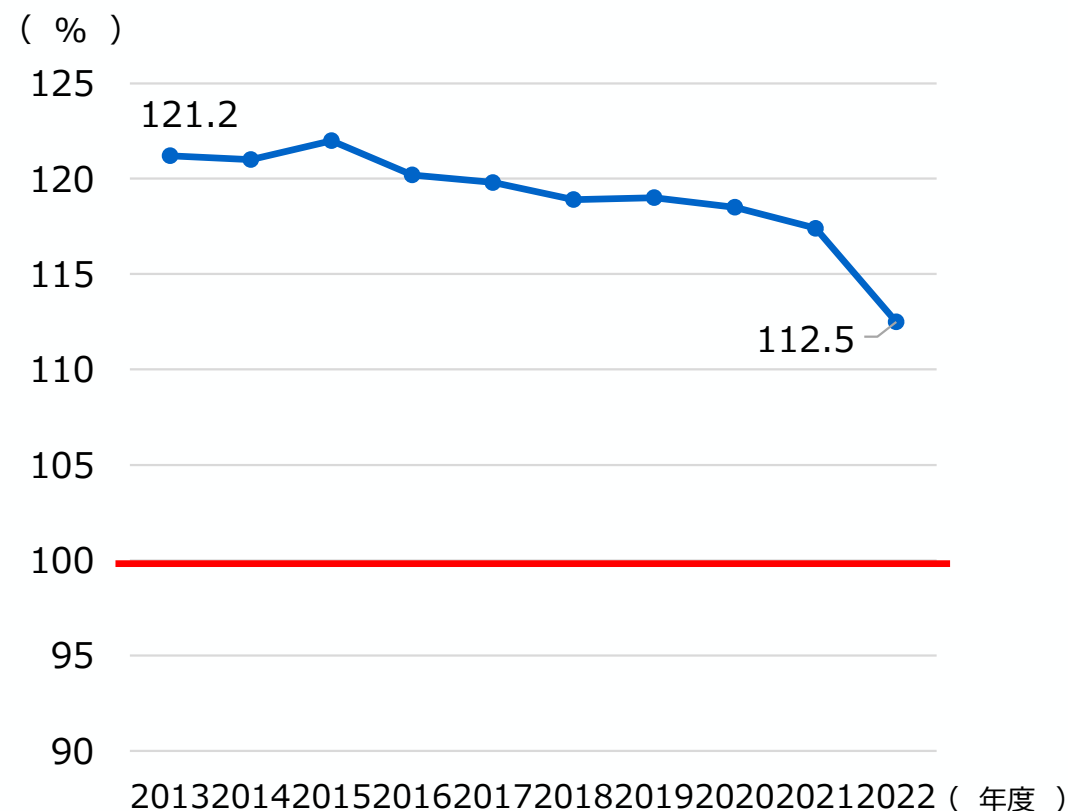
- 2022年度の工業用水道事業における経常収支比率は100%を超えているものの、経常収支比率は減少傾向にある。

規模別に見た経常収支比率（2022年度）

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$



工業用水道事業における経常収支比率の推移

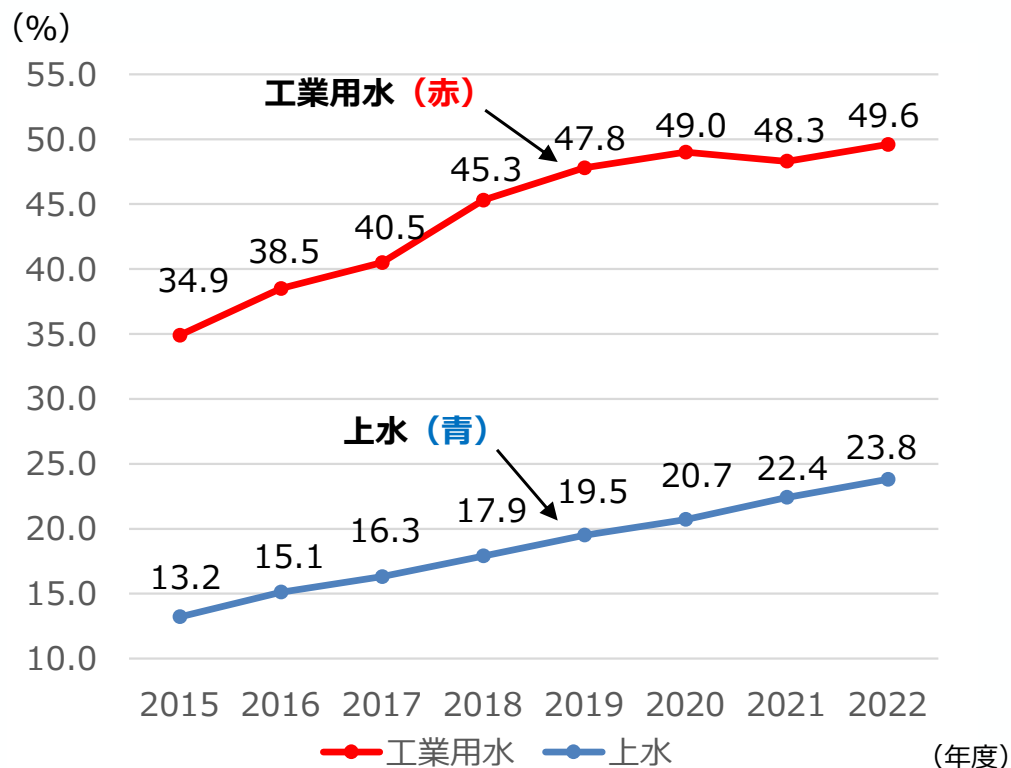


（出所）総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成。

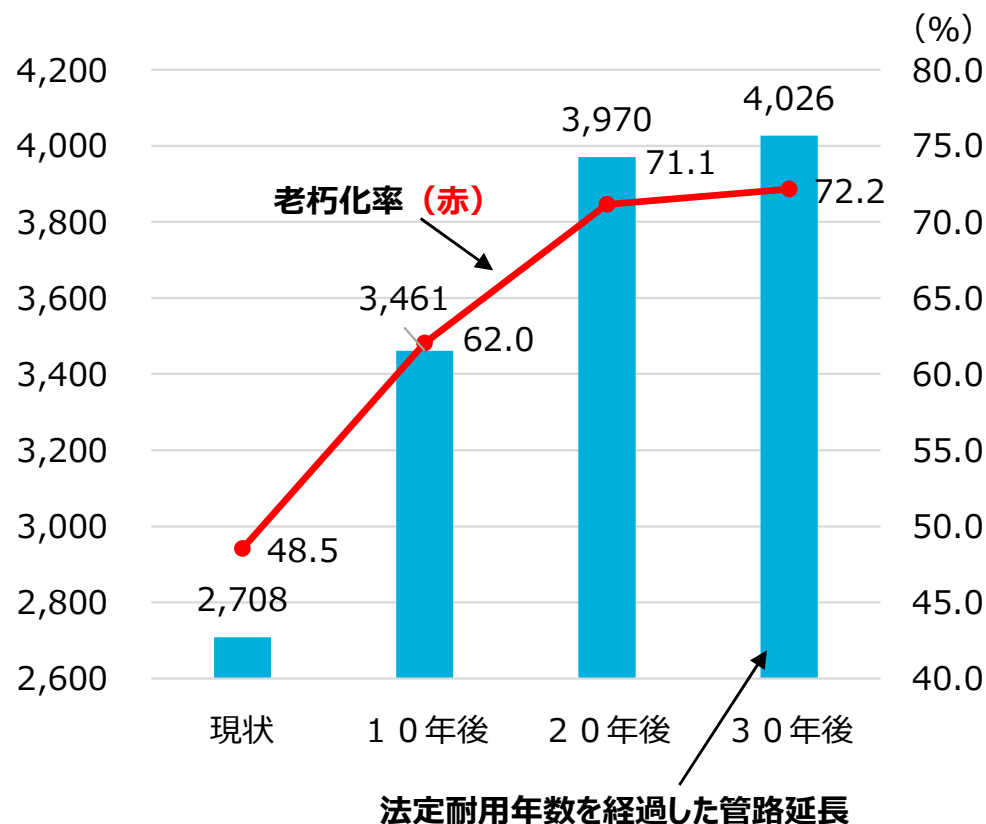
工業用水道事業における老朽化の進行状況

- 法定耐用年数（40年）を超えた管路の割合は足下で約50%。上水道と比較して高く推移。
- 加えて、各工業用水道事業者が策定している計画に基づき順調に更新・耐震化工事が行われたとしても、30年後には70%以上の管路が法定耐用年数を超えるものと想定される。

法定耐用年数を超えた管路の割合



今後法定耐用年数を超える管路の割合（老朽化率）



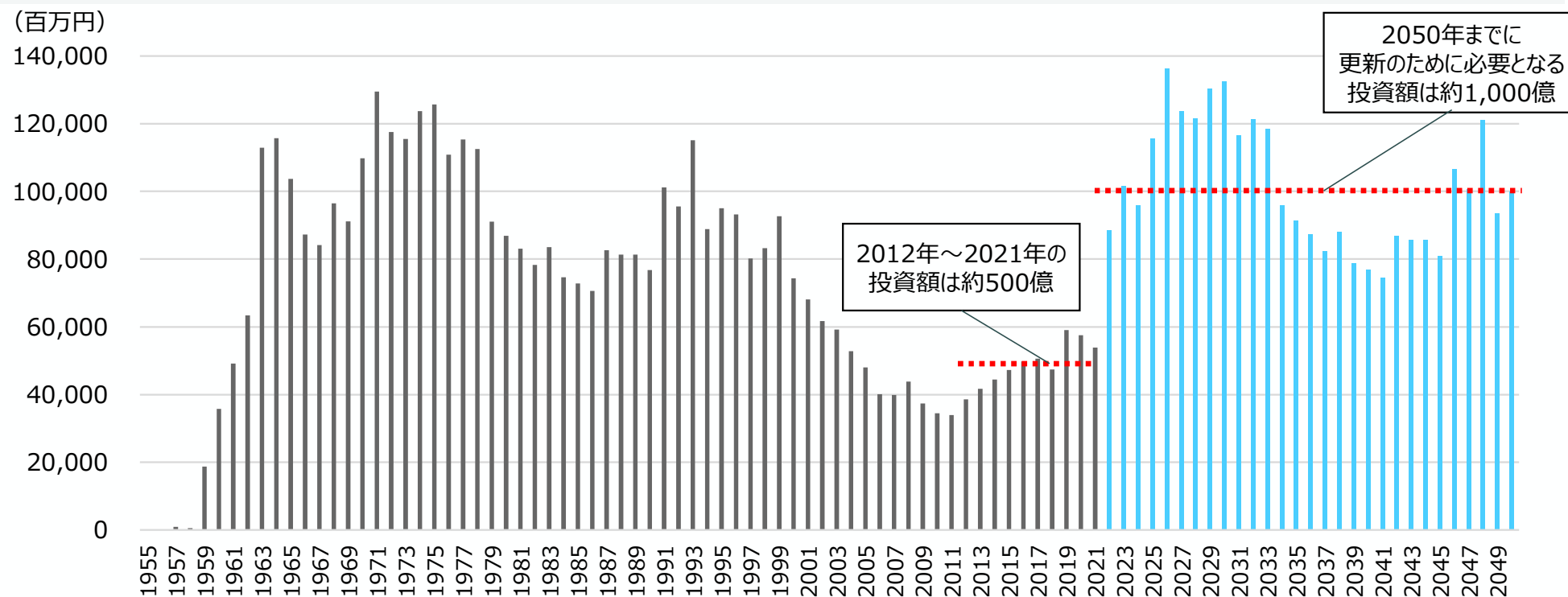
(出所) (左図) 総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成。

(右図) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（2023年12月）を基に作成。（2023年3月31日時点の管路総延長と30年後までの法定耐用年数を経過した管路延長を回答した163事業の回答を集計。）

施設の老朽化対策や強靱化に向けて今後必要となる投資額

第15回工水小委 資料2抜粋
(令和6年3月13日開催)

- 過去10年間の工業用水道事業における年間平均投資額は約500億円であるのに対し、一定の前提をもとに試算を行うと、足下から2050年度までに更新のために必要となる年間平均投資額は約1,000億円と増加。
- 更新投資の大幅な拡大がなければ、老朽化への対応や強靱化対応は進まず、低廉かつ安定的な工業用水の供給を将来に亘り継続することは困難となる。



(注) 2009年度工業用水道事業調査「工業用水道施設更新検討調査」における更新費用の推計方法（標準ケース）による試算。2021年度までは実績値、2022年度以降は推計値。実績値はデフレート後の建設改良費。推計値は、建設改良費に占める更新対象施設資産額の比率を0.9、耐用年数を55年、建設改良費に対する平均施設再整備費比率を1.17と仮定。
(出所) 総務省「地方公営企業年鑑」、国土交通省「建設工事費デフレータ（2015年基準）」を基に作成。



1. 工業用水道分野における民間活用の現状
- 2. 官民連携の促進について**
3. 経済産業省での支援制度等

PPP/PFI手法導入の目的と効果

- 工業用水道事業や類似事業である上下水道事業での PPP/PFI 手法の導入は、「民にできることは民に任せるという理念のもと、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮による、現下の社会課題の解決に向けた官民一体でのサービス維持・向上」を目的とすることが多い。
- 工業用水道事業や上下水道事業は、事業の類似性から同じような課題や背景を持ち、PPP/PFI手法の導入に期待する効果は以下の通り整理される。

事業の背景・課題とPPP/PFI手法に期待する導入効果

背景・課題	期待する導入効果	一般的な期待効果
・ 自治体職員の減少	・ 人材確保 ・ 技術の確保（継承）	・ 低廉かつ良質な公共サービスの提供 ・ 公共主体と民間事業者の新たな役割分担 ・ 民間事業者への事業機会創出
・ 維持管理費用の増高 ・ 需要減少に伴う収入の減少	・ 維持管理費等の抑制 ・ 新たな収入の確保	
・ 施設の老朽化や耐震対策等 建設改良費の増加 ・ 資金の減少	・ 建設改良費等の抑制 （新技術の導入等含む） ・ 財源（資金）の確保	

工業用水道分野におけるPPP/PFI推進の取組

- アクションプラン（令和5年改定版）では、水分野における新たな民間活用方式として、ウォーターPPP（コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式）を定義。工業用水道分野においては、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIについて、2026（令和8）年度までの目標（3件）に加え、2031（令和13）年度までに25件の具体化を目指すことが新たに求められた。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版：2025（令和7）年6月4日決定）～抜粋～

【工業用水道分野における取組】

ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIを活用し、民間事業者の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減を図る。足下では令和8年度までに3件とした具体化に向けた目標は達成したことから、引き続き、令和13年度までに25件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む

【具体的施策】

- 工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、事業規模等が一定の条件を満たす事業については、ウォーターPPPの導入を令和10年度以降要件化する。要件化に向け、地方公共団体等に周知し、ウォーターPPPの導入検討のさらなる促進を図る。
- 地方公共団体におけるウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援する。
- 先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体等へのウォーターPPP導入に向けた伴走支援を実施する。
- 上下水道等の関係省庁とも連携し、ウォーターPPPの導入検討について、トップセールス等の働きかけを実施する。
- 全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用し、ウォーターPPPについて情報提供を行うとともに、トップセールスを含めたウォーターPPP等の導入検討を促進するための啓発活動を実施する。
- デジタル技術を用いて、広域化と民間活用を一体的に推進する事業モデルについて周知し、地方公共団体等における導入検討を促進する。

工業用水道事業において導入を促進すべきPPP/PFIの概要

- PPP/PFI推進アクションプランにおける工業用水道分野の目標である「ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFI」は、ウォーターPPP（公営施設等運営事業（コンセッション）[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]）及びDB方式、DBO方式等[レベル1～3]の全ての契約形態が対象。

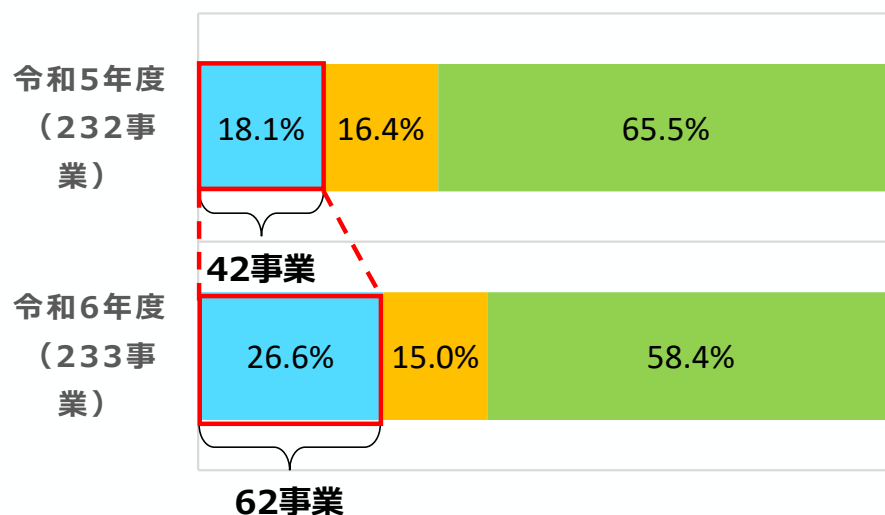
公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]	複数年度・複数業務による民間委託 （DB方式、DBO方式、指定管理者制度、 包括的民間委託等） [レベル1～3]
長期契約（10～20年）	長期契約（原則10年） ^{*1}	短期契約（3～5年程度）
性能発注	性能発注 ^{*2}	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）	
運営権（抵当権設定）	*1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。	
利用料金直接収受	*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。	

公共施設等運営事業（コンセッション）[レベル4]と管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]を総称してウォーターPPPと定義。

工業用水道分野における官民連携の現状（足下の導入状況）

- 工業用水道事業において、PPP/PFIの導入を「検討を実施済又は検討中」としている事業合計は、42事業（令和5年度）⇒62事業（令和6年度）と増加している。
- PPP/PFI推進アクションプランの目標件数の対象としている令和4年度以降の累積件数は令和6年度時点で10件。

PPP/PFIの導入検討状況



- 検討を実施済又は検討中
- 今後、手引書を活用して検討
- 導入の検討予定はない

アクションプランでの工業用水道分野のPPP/PFI導入等目標

	R4FY	R5FY	R6FY	R7FY	R8FY	..	R13FY
目標件数							25
具体的検討件数※	1 (実績)	5 (実績)	10 (実績)	11	14		

※導入等目標に向けて必要となる具体的検討事例の目標件数（累積値）

アクションプランの実績に対する内訳（導入手法）	件数
コンセッション	1
レベル3.5（管理更新一体マネジメント方式）	2
DBO（Design Build Operate）方式	1
DBM（Design Build Maintenance）方式	1
DB（Design Build）方式	3
包括的民間委託	1
指定管理者制度	1
合計	10

工業用水道政策小委員会におけるPPP/PFI促進のための論点提起

- 第17回工業水道政策小委員会（令和7年2月開催）において、工業用水道事業者がサステナブルな事業運営に対する取組を進めていく上で、デジタル・民間活用（PPP/PFI）等をはじめとした経営改善に向けた取組が今後継続的に検討を進めるべき論点として提起された。

継続的に検討を進めるべき論点（案）

第17回工水小委 資料4抜粋・一部加工
(令和7年2月26日開催)

実効性のある計画策定に向けた制度設計

- ① 工業用水道事業費における申請要件
 - 工業用水道事業者に対して実効性のある計画の策定を促すべく、再来年度以降の補助事業において、アセットマネジメント指針に基づいた計画の策定を求めるにあたり、具体的な時期等を含めた申請要件について決定する必要がある。
- ② 計画策定促進に向けた取組
 - 工業用水道事業者が実効性のある計画を迅速に策定できるよう、経済産業省としてもノウハウの提供等を行うことでサポートすべきではないか。

デジタル・民間活用（PPP/PFI）等をはじめとした経営改善に向けた取組

- 今後発生が見込まれる大量の老朽化施設・設備について更新時に的確かつ着実に強靱化に対応するため、これに要する多額の費用の確保が必要であることから、今後のPPP/PFIの導入可能性やデジタル化の推進等、経営改善に向けた具体的な方策について継続的に検討し持続可能な形での事業経営をしていく必要がある。

撤退負担金にかかるより詳細な制度設計

- ① 撤退負担金にかかるその他費用の取扱い
 - 撤退負担金は、工業用水道事業者が投下した資金について料分で回収できなかった償却資産の残存価値を基本とすると示したものの、その他にも施設整備にかかる費用や、施設規模の適正化を行ったとしても直ちには減らない/減らすことのできない固定費も存在。こうした撤退負担金に含まるべき範囲及びそれらにかかる算定期間について検討していく必要がある。
- ② 撤退負担金の会計上の取扱い
 - 料金算定要領の中に撤退負担金という項目が新たに位置づけられることに伴い、撤退負担金として徴収した額を会計上、特別利益として計上するのか、長期前受金として計上するのかが明確にされていないなどの会計上の取扱いについて、撤退負担金の性質を踏まえて整理し、地方公営企業会計の会計処理を検討する必要がある。

<官民連携に関する今後の予定>

- 官民連携の導入促進に対しては、以下の課題が考えられるところ、先行事例を基に、こういった官民連携手法を導入することが適切であるかを議論し、必要に応じて各事業体の状況に応じた検討を促していく。
- 今後も、官民連携を用いた経営改善への取組が広がることも想定されることから、有識者も交えて、以下のような課題案を改めて整理しながら、今後の方向性について深掘りした議論を行っていく予定。

【想定される課題案】

- 導入検討に消極的な工業用水道事業者に対して、検討を促すための措置が必要ではないか。
- 異なる事業環境（事業規模、施設・設備の設置状況、バンドリングの可能性等）を踏まえた、導入に向けた検討の具体的な進め方を提示すべきではないか。
- 民間企業の参入可否に係る設定価格（プロフィットシェア含む）、事業範囲の考え方の整理が必要でないか。
- 精緻な導入検討に係る人材不足やデジタル基盤等の未構築に対する解決策を提示すべきではないか。

【ワーキンググループの開催イメージ】

初回 検討すべき論点の整理

その後複数回 官民連携（PPP/PFI）導入の促進に向けた必要な取組について議論

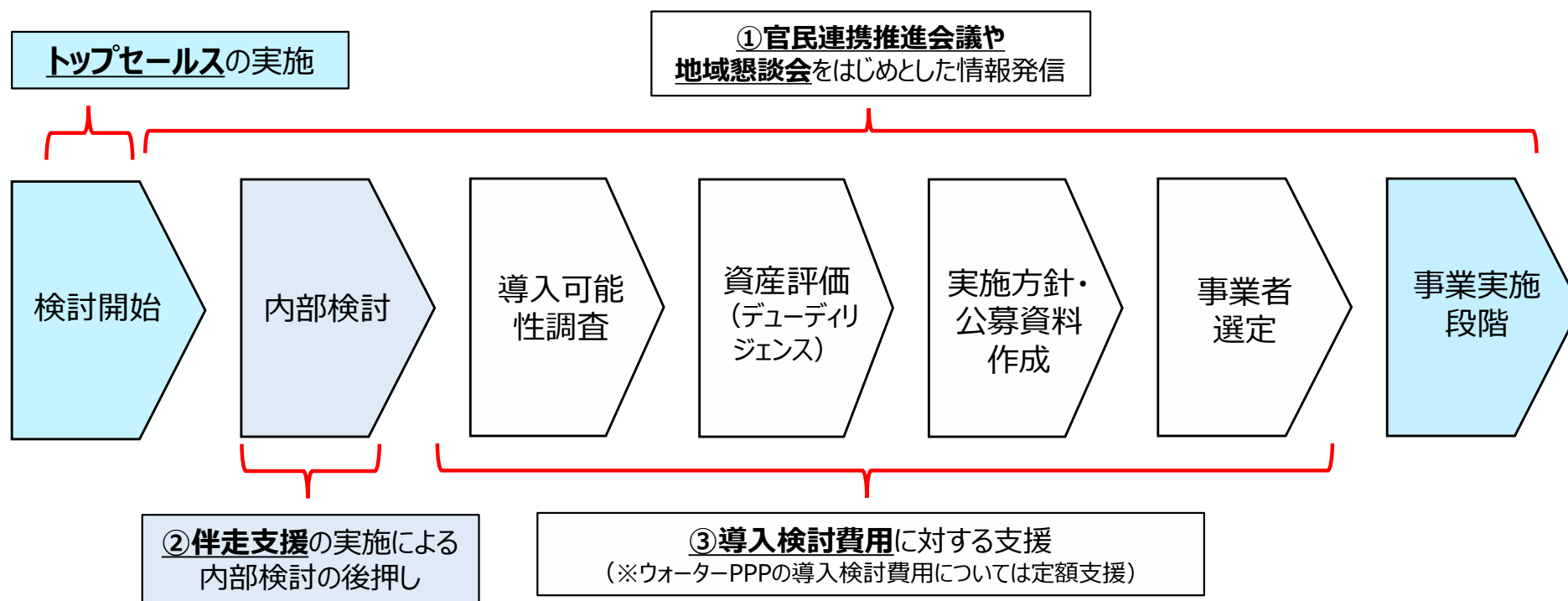
今年度中目途 とりまとめ

- 
1. 工業用水道分野における民間活用の現状
 2. 官民連携の促進について
 - 3. 経済産業省での支援制度等**

経済産業省における推進施策（全体概要）

- 工業用水道分野に対するウォーターPPPの導入検討に向けた支援として、**伴走支援の実施**による事業者の内部検討の後押しや、**導入検討費用に対する定額支援制度**の創設など、事業実施に向けてあらゆる段階の取組を支援。
- また、**官民連携の可能性が高いと見込まれる事業に対する直接的な働きかけ**（トップセールス）や、**ウォーターPPPに関する情報発信**を通じて、工業用水道事業者のウォーターPPPに関する理解醸成に向けた取組を継続して実施していく。

工業用水道分野におけるウォーターPPP導入に向けた主な推進施策



経済産業省における推進施策（伴走支援）

- 令和5年度補正予算より、工業用水道事業者におけるウォーターPPPの導入検討までの伴走支援（ポテンシャル調査）を実施。令和7年度も継続して実施中。
- 伴走支援自治体に対し、ウォーターPPP導入の課題を整理し、ウォーターPPPの導入検討を促進。
- 伴走支援の結果については、令和7年度内に開催するセミナー等において、広く工業用水道事業者へ情報提供する予定。

伴走支援（ポテンシャル調査）の内容

1. 事業概要の整理

- ・事業概要の整理とPPP/PFI導入目的の明確化
- ・事業の基本情報の整理

2. 現状及び事業課題の整理

- ・組織体制の整理
- ・水需要、更新需要、財政収支の現状及び見通しの整理

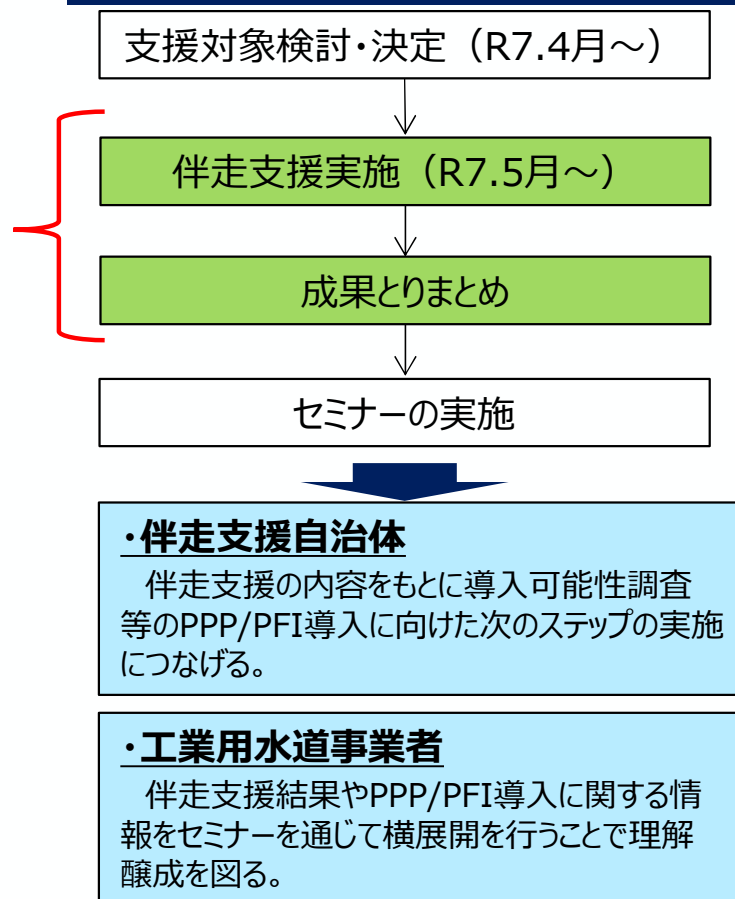
3. 伴走支援を通じた課題の整理

- ・今後の課題と対応策（適切なPPP/PFI手法の洗い出し）
- ・マーケットサウンディング
- ・関係者説明資料の作成

スキーム



支援スケジュール



経済産業省における推進施策（導入補助）

- 令和5年度補正予算より、ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する制度を創設。

目的

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）のウォーターPPP推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

* R4年度-R13年度の10年間で、工業用水道分野では25件のウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIを具体化

* ウォーターPPPは、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

	コンセッション 方式	レベル3.5			ウォーターPPP 以外
		他分野連携 (特に上下水道)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	工業用水道 分野のみ	
	上限 5千万円	上限 4千万円		上限 2千万円	強靱化と 同様の補助率 (30%以内)
導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○	○
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○	○
実施方針・ 公募資料作成	○	○	○	×	○
事業者選定	○	○	○	×	○

工業用水道補助金採択におけるウォーターPPP導入の要件化

- 一定の事業規模（料金収入10億円以上等）を超える事業については、ウォーターPPPの導入を補助金採択の要件（事業者の準備期間を考慮し、2028（令和10）年度予算より適用）。
- ただし、既存のPPP/PFIの契約期間中である事業、施設を再編中の事業、ウォーターPPPの導入可能性調査を実施したものの、民間企業の参入意向が確認できなかった事業は対象外とする。

工業用水道事業費補助金※におけるウォーターPPP導入の要件化

※ 災害復旧事業は除く

対象事業

- 民間企業が事業を運営することを考慮し、事業規模として、料金収入10億円以上（料金収入10億円～15億円未満の事業は経常利益3.5億円以上）の工業用水道事業

要件化の内容

- 補助金採択にあたり、ウォーターPPPの導入決定を要件とする。
- ウォーターPPPの導入を決定するまでに必要な準備期間（導入可能性調査に要する期間等）を考慮し、2028（令和10）年度予算から適用する。
- ただし、以下の工業用水道事業は直ちに適用しない。
 - ① 既存のPPP/PFIの契約期間中の事業
2023（令和5）年度以前に締結した契約が完了する年度以降に適用
 - ② 施設の統廃合など再編に取り組む事業
再編の完了以降に適用
- 導入可能性調査の結果、複数の民間企業の参入意向が確認できなかった場合は適用しない。



參考資料

【参考】PPP/PFI手法の特徴と比較

- 代表的な PPP/PFI 手法で期待される導入効果の範囲は、概ね以下のように整理することができる。

PPP/PFI 手法と導入効果

導入効果	①個別委託	①包括委託	②指定管理者制度	③DBO	④PFI (BTO等)	⑤PFI (コンセッション)
人材確保	○	○	○	○	○	○
技術の確保（継承）		○	○	○	○	○
維持管理費の抑制	○	○	○	○	○	○
新たな収入の確保			(○) ※		(○) ※	○
建設改良費の抑制				○	○	○
財源（資金）の確保					○	○
（経営の意思決定）						○

※利用料金制・独立採算型（サービス購入型併用含む）を採用する場合

➤ 各手法

人材（人員）確保と維持管理の効率化や費用抑制の効果が期待され、その効果の発揮は対象業務範囲が大きい程大きくなることが期待される。建設改良の効率化や建設改良費の抑制についても同様である。最大限の効果を発揮できる可能性が高いのは施設及び業務全体を対象とし建設改良や経営に関する意思決定を含むことができるコンセッションと考えられる。

➤ ①包括委託及び②指定管理者制度

管理運営に関する業務を対象として導入が進んでおり、その効果は維持管理等の改善と費用の抑制が中心となる。

➤ ③DBO 及び④PFI (BTO 等)

新規施設や更新施設に関する事業を対象として導入が進んでおり、その効果は対象とする施設・業務範囲に対する維持管理・建設改良の改善と費用・建設改良費の抑制が中心となる。

➤ ⑤PFI (コンセッション)

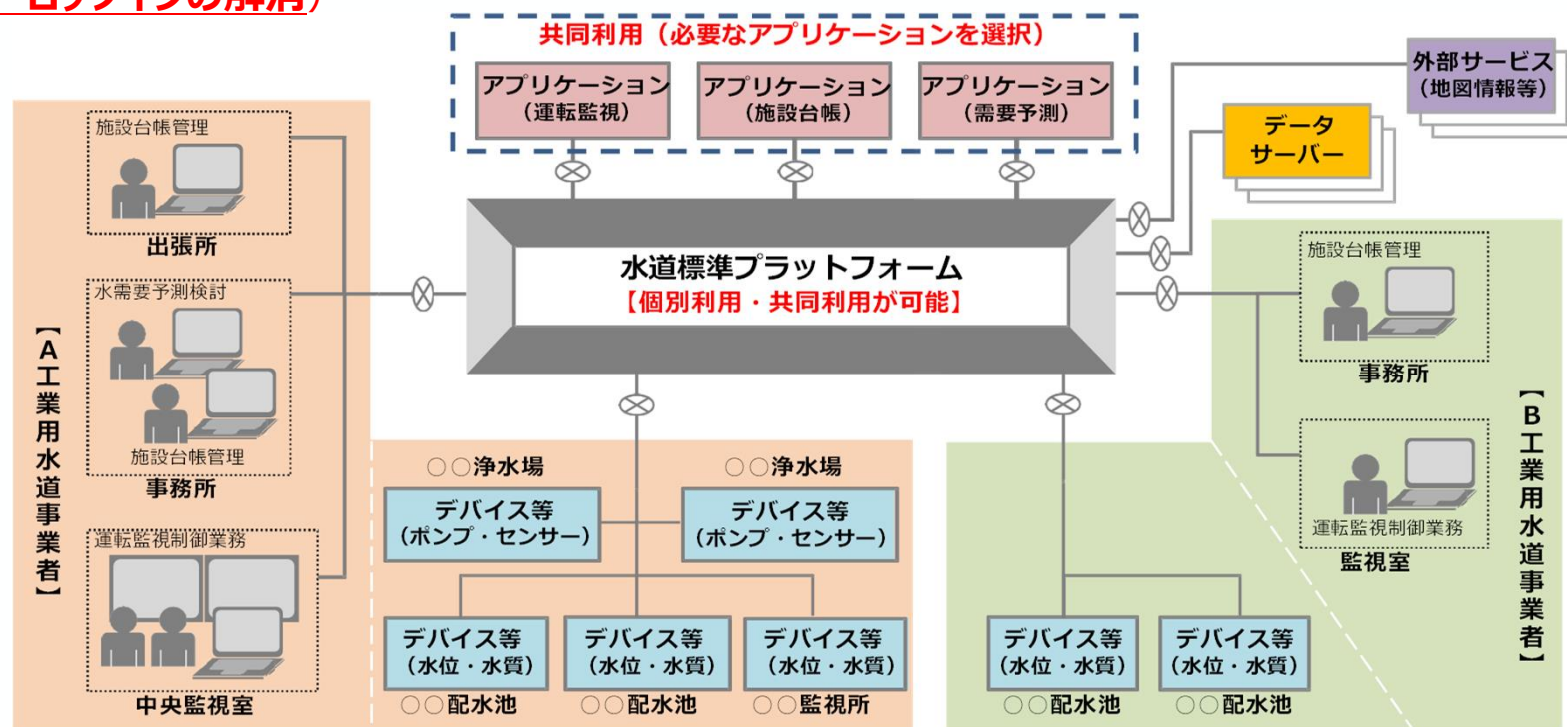
既存施設に対する運営権を設定し、PFI 事業者が料金収受をする利用料金制（併用含む）とすることで、維持管理等の改善と費用の抑制、新たな収入の確保を期待できる。さらに建設改良も含めることで建設改良の改善と建設改良費の抑制に資することも可能である。なお、工業用水道事業は民間事業者が許可を受けて経営することも可能であり、事業経営の意思決定まで委ねることも可能である。

【参考】水道情報活用システムの概要

- 水道情報活用システムの標準仕様は、経済産業省（情報産業課）と厚生労働省が連携し、水道事業間でのデータ利活用や広域連携のための共通基盤として平成30年に策定。
- その後、標準仕様の実装を進め、(株)JECCにおいて令和2年5月から標準仕様を**実装した水道標準プラットフォームの運用を開始（工業用水道分野については、令和4年2月より開始）。**
- 水道情報活用システムにより、過去の点検データを用いた設備の効率的な維持管理や浄水場の効率的、効果的な運転監視等が実現されることで、**更新費用の合理化も期待されるため、システムの活用を促進。**
- 水道情報活用システムの標準仕様は、**（一社）水道情報活用システム標準仕様研究会が維持管理・普及促進**を担当。

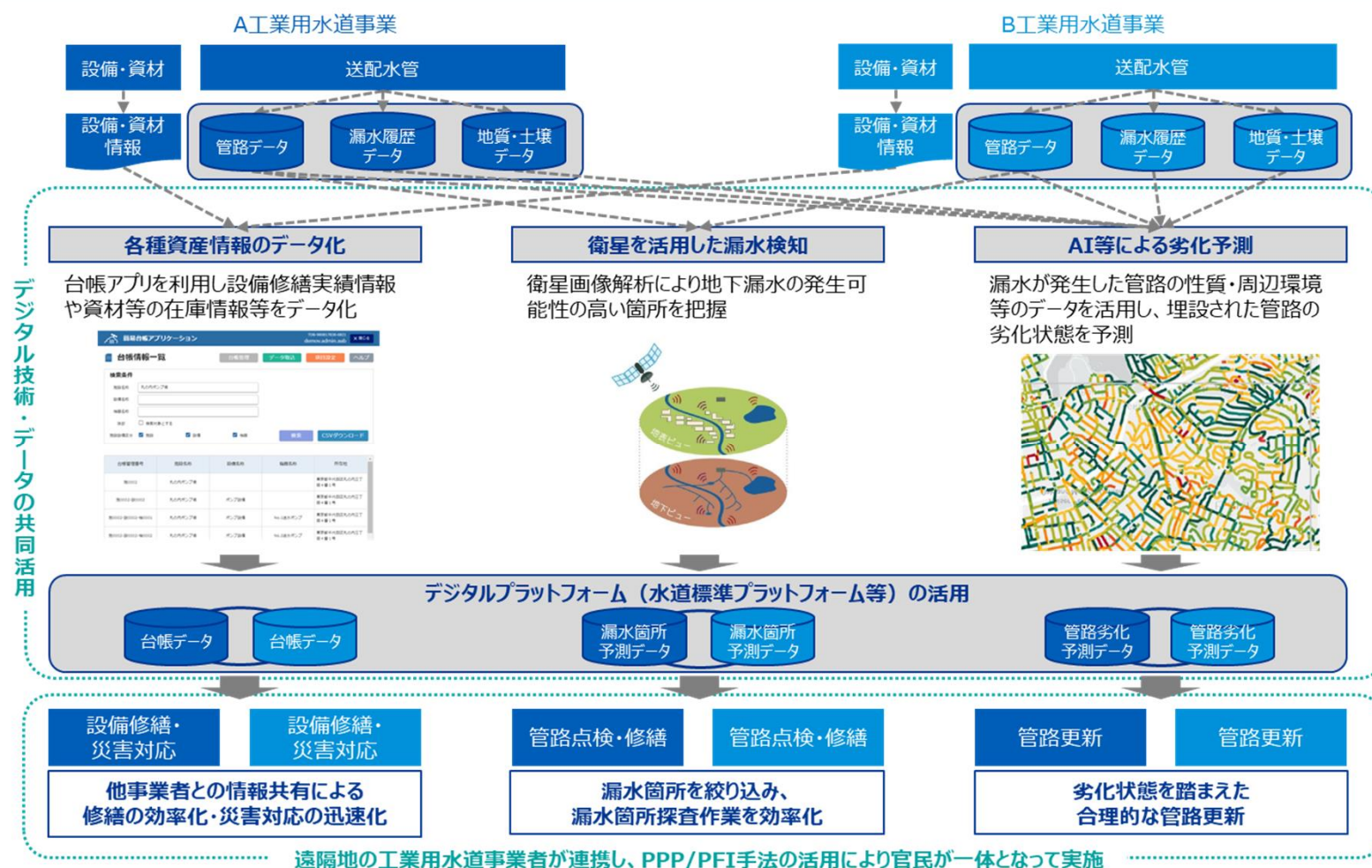
【参考】水道情報活用システムについて

データ流通仕様等が統一され、セキュリティが担保されたクラウドを活用した標準プラットフォームとして構築されたシステム。
（ベンダーロックインの解消）



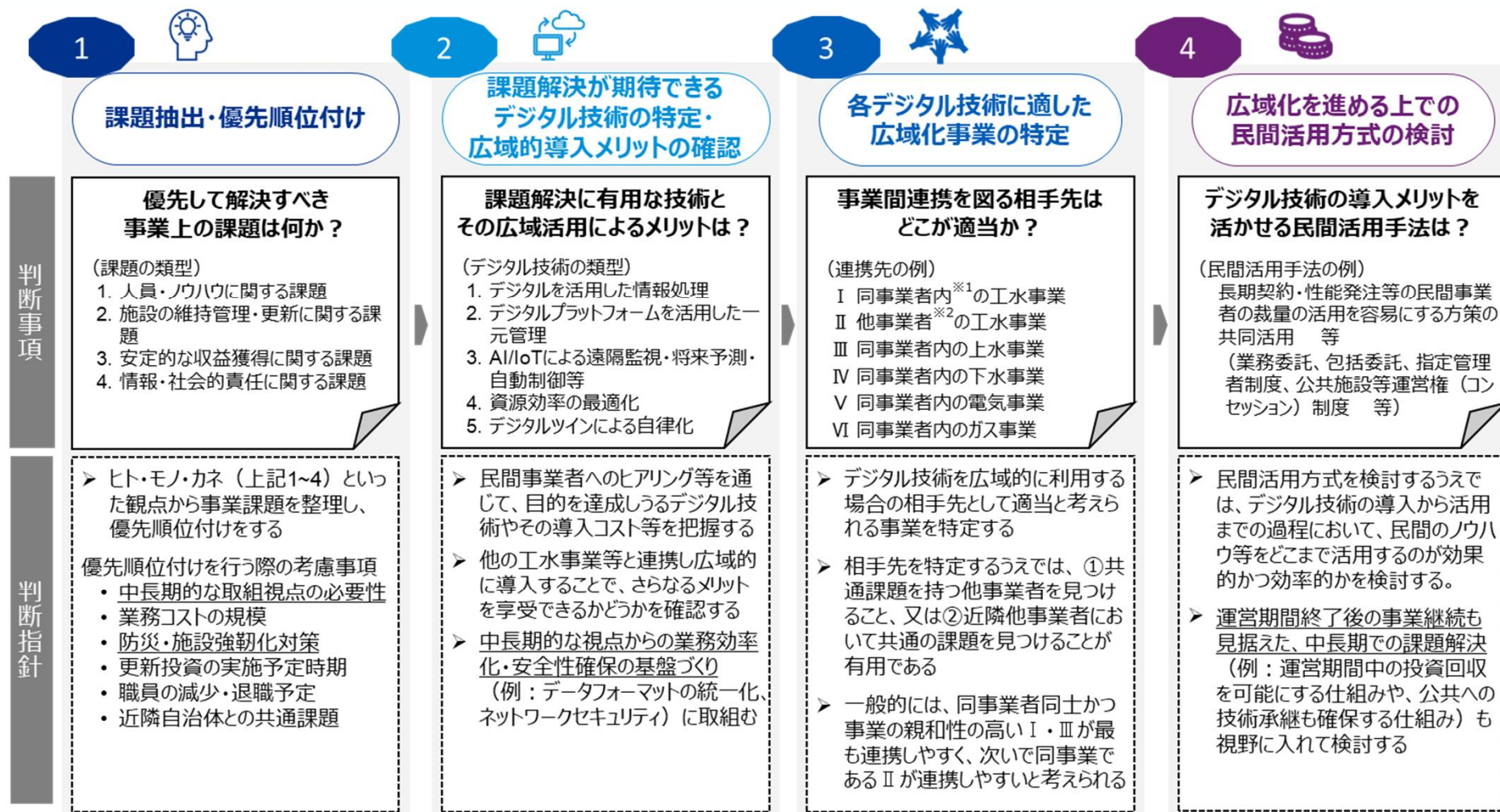
【参考】デジタル技術等・広域化等・民間活用の促進に向けた事業モデルの概要

- 2022（令和4）年度に、水道情報活用システムを含むデジタル技術を活用し、遠隔地の事業間の連携を図り、スケールメリットを生かした多様な民間活用の導入により、工業用水道事業者の業務の効率化等の実現を目指す事業モデルを創出。
- また、2023（令和5）年度予算より、デジタル技術等を用いた広域化等や民間活用の導入費用の一部を支援すべく、工業用水道事業費補助金の補助対象を拡大。



【参考】事業モデルの導入促進に向けた今後の取組

- 地域で開催するブロック会議等を活用して、2022（令和4）年度に創出した事業モデルについて工業用水道事業者に向けて情報提供を行い、工業用水道事業者が抱える課題について事業者間での共有や、課題解決に資するデジタル技術に対する理解醸成を図り、段階的に広域化、民間活用方式の検討を促す。



※1 「同事業者」とは、検討対象の工業用水道事業者たる地方公共団体等が運営する事業であることを意味する。以下同様。

※2 「Ⅱ 他事業者の工水事業」の評価は、工業用水道事業者間で、データ共有についての合意が得られていることを前提とする。以下同様。

工業用水道事業費

令和6年度補正予算額 22億円

経済産業政策局
地域産業基盤整備課

事業の内容

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が急増している。

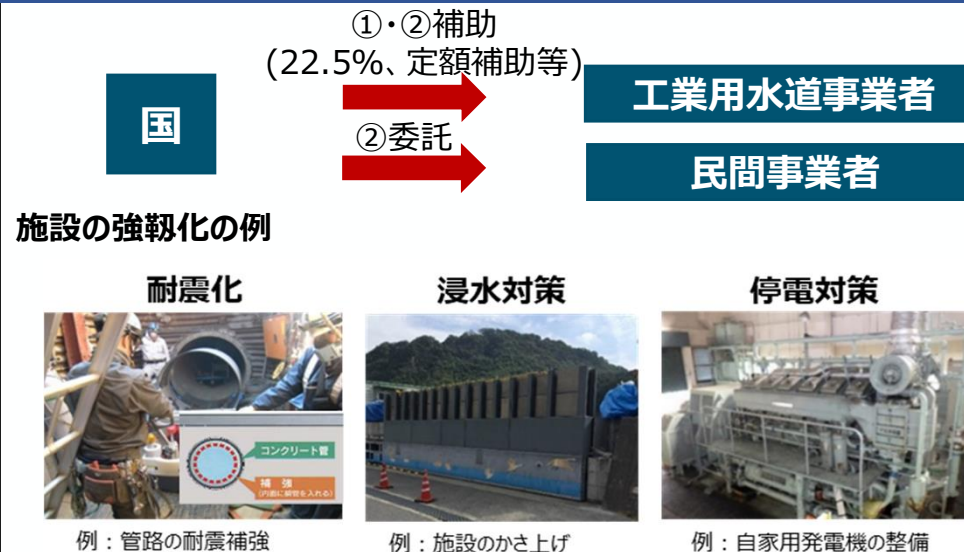
こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）の加速化を図るとともに、デジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

事業概要

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。

・また、施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、デジタル技術、広域化や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援するほか、民間活用の更なる導入促進のためのソフト支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- ・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、基幹管路の耐震化適合率を令和7年度までに60%、令和17年度までに75%にすることを目標とする。
- ・工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和8年度までに3件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

工業用水道事業費

令和7年度当初予算額 **21億円（20億円）**

事業目的・概要

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が急増している。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）の加速化を図るとともに、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

事業概要

・激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。

・施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



施設の強靱化の例

耐震化



例：管路の耐震補強

浸水対策



例：施設のかさ上げ

停電対策



例：自家用発電機の整備

成果目標・事業期間

- ・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、基幹管路の耐震化適合率を令和7年度までに60%、令和17年度までに75%にすることを目標とする。
- ・工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和8年度までに3件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

工業用水道事業費

令和 8 年度概算要求額 **4 1 億円（2 1 億円）**

事業目的・概要

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が増加している。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）の加速化を図るとともに、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

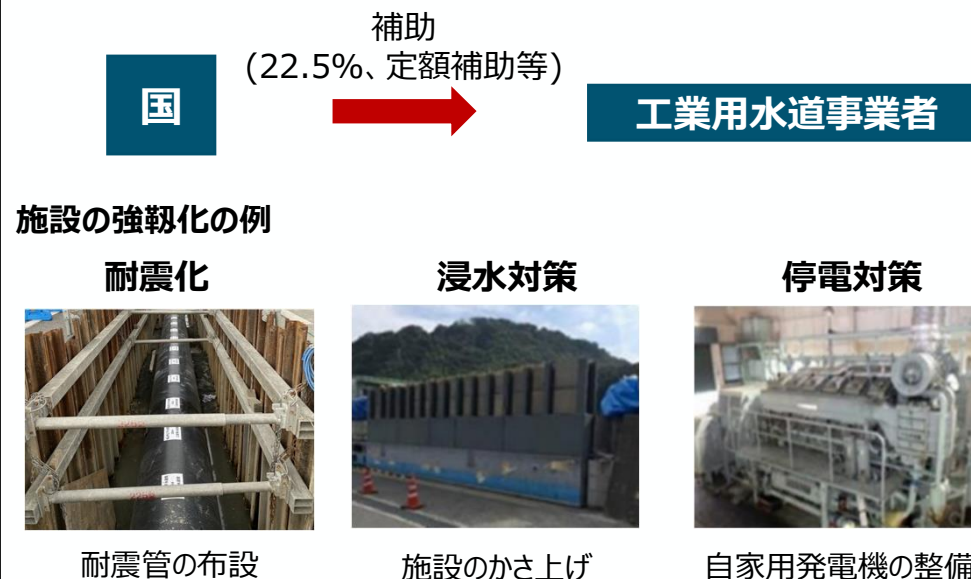
事業概要

・激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。

・施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援する。

・また、令和 8 年度予算より「更新・耐震・アセットマネジメント指針」に基づいた中長期計画の策定を段階的に要件化し、実効性のある計画の策定を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

- ・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、基幹管路の耐震化適合率を令和 1 2 年度までに 6 5 %、令和 2 4 年度までに 1 0 0 %にすることを目標とする。
- ・工業用水道事業者において、多様な PPP/PFI の具体的検討件数を令和 8 年度までに 3 件、令和 13 年度までに 25 件達成することを目標とする。

【参考】他省庁の推進施策（総務省）

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択
- ② アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う

事業概要

（１）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X・G Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（消防防災D Xなど）
- 地方公共団体のG X
- 地方公共団体間の広域連携
（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- 首長・管理者向けトップセミナー

（２）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣		都道府県に派遣
課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

【参考】工業用水道事業における P P P / P F I 導入の手引書等の掲載ページ

○工業用水道事業における P P P / P F I 導入の手引書（本編）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202403.pdf

○別添「工業用水道事業における P P P / P F I 手法および事例」（事例集）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202212_betten.pdf

○付属資料：その1「検討ツールの解説書」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f1.pdf

○付属資料：その2「プロセス&チェックリスト」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f2.pdf

○付属資料：その3「関係者説明資料①」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f3.pdf

○付属資料：その4「関係者説明資料②」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f4.pdf

○令和5年度工業用水道分野における民間活用促進事業報告書

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/r5fy_minkankatsuyou_houkokusyo.pdf

【問合せ先】

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

電話：03-3501-1511（内線：2781）

メール：bzl-kogyo-yosui@meti.go.jp